

# 下水道を使用される皆様へ

## ◆ 下水道使用料について

使用料は、水道で使用した水量で計算します。(井戸水使用など、世帯人数等による認定水量で計算する場合があります。)水道の検針(2ヶ月に1回)があった月の翌月下旬に請求しますので、月末までに納付書または口座振替で納めてください。

◎お客様への請求月…… 偶数・奇数

◎初回請求月(予定) …… 月 …… ※既存住宅について、初回分の使用期間が2ヶ月未満のときは、基本使用料までの請求とします。

**便利で確実な口座振替をご利用ください。** お申込みは、口座振替依頼書にご記入と届出印を押印のうえ、返信用封筒で境港市出納室宛に返送してください。

◎対象金融機関：鳥取銀行・山陰合同銀行・島根銀行・米子信用金庫

鳥取西部農協・鳥取県信漁連・ゆうちょ銀行(郵便局)

※水道料金(米子市水道局)とは請求元が異なりますので、水道料金を口座振替している場合でも、新たに下水道使用料の口座振替を申し込んでください。

納付書の場合は、上記金融機関、コンビニエンスストア、スマホ決済、市役所で納付してください。

## ◆ 使用上の注意

建物の敷地内に設置された排水設備は、個人で管理していただきます。年に1回程度、マスのふたを開けて異常がないか確認してください。

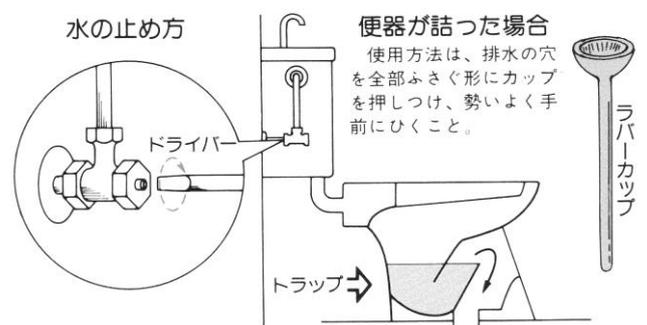
詰まりの原因になりますので、水洗トイレにはトイレットペーパー以外のもの(ティッシュやタバコなど)を流さないでください。台所では生ゴミ、天ぷら油などの廃油、石油など揮発性の危険物も流さないでください。油が排水管で固まったり、処理場での汚水処理が困難となって故障する場合があります。ご協力をお願いします。

## ◆ 排水が詰まったときは

トイレが詰まったときは、市販のラバーカップを試してください。

そのほか詰まりや臭いなどでお困りの時は、排水設備工事を施工した業者に相談してください。

※ 訪問業者について…「排水設備の無料点検を行う」として、清掃を勧誘して料金を請求する業者があるようですが、市の指導に基づくものではありません。



◎お問い合わせは  
境港市役所下水道課普及係  
電話 0859(47)1118

